

裁 決 書

審査請求人

処分庁

平成29年4月17日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年4月12日付けで審査請求人に対し行った生活保護法に基づく費用徴収処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

2

(1)

(2)

3

[REDACTED]

4

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

(3)

[REDACTED]

(4)

[REDACTED]

5

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

(3)

[REDACTED]

(4)

[REDACTED]

6

[REDACTED]

7

[REDACTED]

8

[REDACTED]

9

[Redacted]

10

[Redacted]

11

[Redacted]

(1)

[Redacted]

(2)

[Redacted]

12

[Redacted]

13

[Redacted]

14

[Redacted]

15

[Redacted]

(1)

[Redacted]

ア

[Redacted]

イ

[Redacted]

(2)

[Redacted]

[Redacted]

(3) [REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

16 [REDACTED]

17 [REDACTED]

18 [REDACTED]

19 [REDACTED]

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 処分庁には、[REDACTED]がアルバイトをしていると申告していたにもかかわらず、必要な手続をしてもらえなかった。
- (2) 収入申告に係る十分な説明を受けていないにもかかわらず、法第78条による徴収処分とされるのが不服である。
- (3) アルバイト当時、[REDACTED]は高校生であったので、未成年者控除をしてもらえば、残金は支払いたい。

2 処分庁の主張

- (1) 請求人から、本件未申告収入の申告は受けていない。

(2) 請求人は、原処分の以前に[]のアルバイト収入を申告しているから、申告義務を知らなかったとは認められない。

(3) 本件において、請求人から給与明細等の提出がなかった以上、不実の申告であったと認められるから、原処分に係る判断は妥当である。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令の規定について

ア 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（法第78条第1項）。

(2) 処理基準について

法第78条の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領につい

て」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)が定められている。

(3) 保護費の返還等に関する処理基準について

法第63条は、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項でないものの、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額の裁量が可能であることをもって適用されているとして、次のような標準が示されている(問答集問13-1)。

ア 法第63条によることが妥当な場合

受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき。

イ 法第78条によることが妥当な場合

(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。

(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

(エ) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

(4) 法第63条に関する処理基準について

法第63条は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされているが（問答集第13-5答(1)）、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている（同(2)）。

2 判断

(1) 原処分について

ア 法は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収すると規定している（前記1(1)イ）。この点、保護の処理基準では、被保護者が「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」、被保護者が「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じ」なかったとき、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」は法第78条による徴収処分が妥当と例示している（前記1(3)イ(ア)、(イ)及び(エ)）。

そこで本件についてみていくと、請求人は、処分庁に対して■のアルバイト収入について、修学旅行経費の20万円まで収入認定を除外して欲しいと申し立てており、処分庁は■のアルバイト収入について修学旅行費の範囲内まで収入として認定しない旨を決定していたが（前記「事案の概要」の2）、その後、処分庁は、課税調査により本件未申告収入を把握し（同8）、請求人から当該収入申告書が提出されたため（同15）、法第78条の規定による徴収処分を行ったことが認められる（同16及び19）。

イ こうした事実関係を前提として、以下、処理基準に照らして原処分の適

否について検討する。

(ア) まず、請求人は、処分庁が本件未申告収入に係る収入申告書を提出するよう指導したところ、当該指導に従って収入申告書を提出していることが認められるから（前記「事案の概要」の13及び15）、法第78条の規定が妥当な場合として例示される「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」、被保護者が「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったとき」の、いずれにも該当しない。

(イ) 次に、■■■■がアルバイトをしていた時期に係る請求人の収入申告書には、確かに■■■■が稼働した事実は記載されていないものの、そもそもいずれの収入申告書にも金額欄は何も記載されていなかったのであり（前記「事案の概要」の3から5まで）、さらに仕送り収入に関しては預金通帳の写しと異なる記載も認められる（同4(3)及び(4)）。そうすると、請求人が収入申告を正確に行い、法第61条の届出の義務を完全に履行できる状態にあるとは認められないにもかかわらず、処分庁が当該収入申告書に関して必要な記載・訂正を求めるなど、請求人に対して収入申告に関する適切な指導を行っていたとはいえない。以上のことから、請求人が不正受給の意図をもって故意に事実と異なる収入申告を行っていたとは判断できず、請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たとは認められない。

(ウ) また、処分庁は、■■■■のアルバイト収入について修学旅行費の範囲内まで収入として認定しないと決定していたのに、原処分に至るまで当該収入を確認していなかったことには疑問があると言わざるを得ないから、■■■■がアルバイトをしていると申告していたにもかかわらず処分庁に必

要な手続をしてもらえなかったという請求人の主張には理由があるとい
うべきである。

(エ) 以上の点から、請求人に不正受給の意図があったとまでは認められず、
「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものとは断定し得
ない。したがって、原処分は、法の適用を誤った違法な処分であり、そ
の余の点について判断するまでもなく取り消されるべきである。

(2) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決す
る。

平成31年1月4日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

